

原料費調整制度に基づく令和 2 年 10 月分のガス料金について

令和 2 年 9 月 10 日
小千谷市ガス水道局

当市が供給している都市ガスの料金について、「原料費調整制度」に基づいて令和 2 年 10 月検針分に適用する調整単位料金の算定を行いました。

その結果、基準単位料金に対して -1.66 円(税込)の調整を行うこととなりました。なお、令和 2 年 9 月分料金と比較すると -3.83 円(税込)の調整となり、モデル世帯(ガス使用量 48m³/月)での1か月あたりの料金は、184 円(税込) 安くなり 6,014 円となります。

令和 2 年 10 月検針分に適用するガス料金につきましては、9 月分の検針のお知らせに表示してあらかじめご案内するほか、ガス水道局窓口ならびに市ホームページでもお知らせします。

令和 2 年 10 月分ガス料金

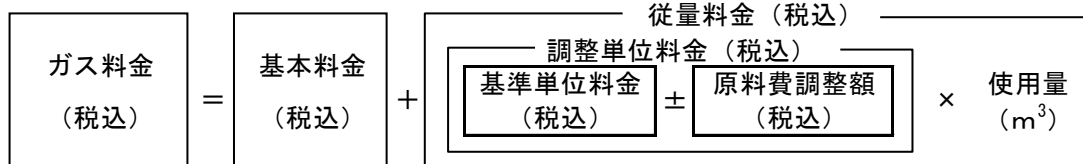
●一般契約料金表

区分	使用量	基本料金 (税込)	調整単位料金(税込)		
			基準単位料金	原料費調整額	計
料金表 A	0m ³ ~23m ³	629.20 円	116.21 円	-1.66 円	114.55 円
料金表 B	24m ³ ~323m ³	733.70 円	111.67 円		110.01 円
料金表 C	324m ³ ~	2,044.90 円	107.61 円		105.95 円

※基本料金は原料費調整の対象外のため、毎月変わりません。

●料金の算定方法(一般契約)

※基本料金と従量料金を合算後、1円未満を切り捨てます。



原料費調整額の算定について

基準平均原料価格 (毎月固定)	47,980 円/t	平成29年6月 ~ 平成29年8月の平均原料価格 (貿易統計値) 47,980 円 (10円未満四捨五入)
平均原料価格 (令和 2 年 10 月分)	46,050 円/t	令和2年 5 月 ~ 令和2年 7 月の平均原料価格 (貿易統計値) 46,050 円 (10円未満四捨五入)
調整単価(毎月固定)	0.079 円/m ³	原料価格がトン当たり100円変動した場合の ガス料金価格変動額

※料金の急激な上昇を避けるため、平均原料価格が76,770円以上となった場合は、平均原料価格の上限を76,770円としてガス料金の調整を行います。(一方、調整の下限はありません。)

■原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned} \nabla \text{原料価格変動額} &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\ &= 46,050 \text{ 円/t} - 47,980 \text{ 円/t} = -1,930 \text{ 円/t} \\ &= -1,900 \text{ 円/t} \end{aligned}$$
 (100円未満切捨て)

$$\begin{aligned} \nabla \text{原料費調整額} &= \text{調整単価} \times \text{原料価格変動額} \div 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率}) \\ &= 0.079 \text{ 円} \times -1,900 \text{ 円/t} \div 100 \text{ 円} \times (1 + 0.10) \\ &= -1.66 \text{ 円} \end{aligned}$$

(小数点第3位以下切捨て、計算結果が負の場合は小数点第3位以下切上げ)

∴上記の計算の結果、令和 2 年 10 月分のガス料金では
基準単位料金に対して、1m³当たり -1.66 円(税込)調整いたします。

※一般契約以外の料金につきましても、一般契約の料金と同様に
 基準単位料金に対して1m³当たり -1.66 円(税込)調整いたします。